

(仮称) 杉並区保育室高円寺第二

事業委託公募型プロポーザル実施要領

1 目的

杉並区では、保育需要の増大に伴う保育所の待機児童解消を図り、保護者の子育てと就労等の両立を支援するため、平成27年6月に新たに杉並区保育室(以下「区保育室」という。)を開所します。

区保育室の開所に当たっては、区が整備した施設において、安全かつ質の高い保育サービスを提供するとともに、安定的な保育室運営を実現できる事業者をプロポーザル(提案)方式で公募し選定します。

2 業務の概要

(1) 業務名

(仮称) 杉並区保育室高円寺第二事業委託

(2) 業務内容

「杉並区保育室事業内容説明書」(別紙1)のとおり

(3) 履行期間

平成27年6月1日から平成28年3月31日まで

(4) 履行場所(別添図面参照)

杉並区高円寺北二丁目5番1号 ホテルメッツ高円寺3階

(5) 事業規模

「杉並区保育室事業内容説明書」(別紙1)のとおり

3 参加資格

申込み時点において、次の条件を全て満たしていること。

(1) 東京都内において、下記ア、イのいずれかに該当する保育施設を運営している事業者

ア 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条に定める認可保育所

イ 東京都認証保育所事業実施要綱(平成13年5月7日福子推第1157号)に定める認証保育所(A型のみ)

(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令16号)第167条の4の規定に該当していないこと。

(3) 杉並区競争入札参加有資格者指名停止に関する要綱(平成22年3月23日杉並第65476号)に定める指名停止要件に該当していないこと。

(4) 杉並区契約における暴力団等排除措置要綱(平成23年1月17日杉並第53890号)に定める除外措置要件に該当していないこと。

- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていないこと。
- (6) 法人税、法人事業税、地方法人特別税、消費税及び地方消費税を完納していること。
- (7) 区長、副区長及び区議会議員等が無限責任社員等になっていないこと。
- (8) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条及び第8条に規定する処分を受けている団体又はその構成員の統制下にある団体でないこと。

4 実施手順

公募から委託事業者の選定までの実施手順（概要）は、以下のとおりとします。

内 容	期 間 等
公募開始 実施要領の公表	平成26年11月25日（火）から
提案書等提出期間	平成26年12月9日（火）17時まで
第一次審査 （書類審査）	平成26年12月中旬 ※第一次審査を実施し、第二次審査の対象とする参加事業者を選定します。
第二次審査 （ヒアリング）	平成26年12月下旬
受託者候補者選定 結果の通知	平成27年1月中旬に通知します。

5 実施要領の内容に関する質問について

(1) 質問方法

別紙2「質問書」に質問事項を記載のうえ、メール又はファクシミリにより「10 担当課（問合せ先）」まで提出してください。

(2) 期 限

平成26年12月1日（月）まで

(3) 質問に対する回答方法

平成26年12月5日（金）までに杉並区公式ホームページ上で公開します。
(http://www2.city.suginami.tokyo.jp/bid/proposal_list.asp)

6 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

提出書類は、別紙3「提出書類一覧」のとおりです。

(2) 提出部数

ア 提出書類は、正本1部と副本6部をそれぞれ製本（ファイル等で綴じる。）し、「提出書類一覧」の項目ごとにインデックスを付けて提出してください。

イ 副本については、添付した表紙を除き、参加事業者が特定できるような名称、ロゴマーク等は使用しないでください。当該箇所を黒塗りする等、判別できないようにしてください。

(3) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出してください。

(4) 提出先

「10 担当課（問合せ先）」に同じ。

(5) 提出期限

平成26年12月9日（火）17時 必着

※持参、郵送を問いませんが、未着、遅延等の場合は、原因の如何を問わず、未提出として取り扱います。

7 受託者候補者の選定手順

杉並区保育室高円寺第二事業受託者候補者選定委員会（以下「委員会」という。）において、提出書類及びヒアリングの内容を審査し、本業務に最も適していると認められる参加事業者を受託者候補者として選定します。

ただし、委員会で審査した結果、一定の点数に満たない参加事業者については、契約の相手方の候補者とはしないものとします。

(1) 評価基準

ア 経営状況等に対する評価基準

評価項目	評価の内容
経営状況	経営状況は良好か。税金は正しく納めているか。
業務実績	保育施設の運営実績はあるか。

イ 企画提案に対する評価基準

評価項目	評価の内容
保育室の運営について	保育室の運営に当たって、基本的な考え方や保育についての理念はどうか。
保育者の確保及び職員配置	採用者の経験や質の確保がされているか。職員の配置に無理はないか。保育士の人数は妥当か。
保育内容	保育に対する考え方は適切か。デイリープログラムは年齢を加味した無理のないものになっているか。
ヒアリング	杉並区保育室に対する考え方、企画提案内容は妥当か（保育室の運営に取り組む意欲があるか、説明に説得力があるか、質問の受け答えが的確か）
応募事業者の経歴・理念	応募事業者の保育施設の運営実績、理念はどうか。

(2) 審査方法

ア 第一次審査（書類審査）

委員会が提出書類を審査し、第一次審査通過者を選定します。

イ 第二次審査（ヒアリング審査）

第一次審査通過者に対し、委員会がヒアリングを実施し、契約を締結する受託者候補者を選定します。

(3) 受託者候補者選定結果通知

平成27年1月中旬に通知します。

8 参加者の失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

(1) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(2) 参加資格を満たさなくなった場合

(3) 審査の透明性・公平性を害する行為があった場合

(4) 企画提案書等が提出期限を過ぎて提出された場合

(5) 前各号に定めるもののほか、提案に当たり著しく信義に反する行為があった場合

9 その他留意事項

(1) 本件に参加する費用は、すべて参加事業者の負担とします。

(2) 提出書類は、日本語を用いるものとし、やむを得ず外国語で記載するものについては、その日本語の訳文を付記又は添付してください。また、通貨は、日本円とします。

- (3) 提出後の企画提案書等の修正又は変更は、一切認めません。
- (4) 提出書類は、返却しません。
- (5) 提出書類について情報公開請求があった場合は、杉並区情報公開条例に基づき、公開することがあります。
- (6) 区は、提出書類について、必要に応じて無償で使用できるものとします。

10 担当課（問合せ先）

杉並区保健福祉部保育課

杉並区阿佐谷南 1-15-1（杉並区役所東棟 3階）

担当者 今井・江端

電 話 03-3312-2111 内線 1308

F A X 03-5307-0688

杉並区保育室事業内容説明書

1 「杉並区保育室事業」について

保護者の子育てと就労等の両立を支援するため、「杉並区保育室」を設置し、待機児童の解消を図ることを目的としています。

「杉並区保育室」は、区があらかじめ地域の保育需要に応じて定めた定員及び保育時間等により保育を実施していただきます。

なお、実施場所は、区が保育室として整備した施設となります。

2 業務概要

(1) 業務名

(仮称) 杉並区保育室高円寺第二事業委託

(2) 概要

- ・設置者は区長となります。
- ・区保育室として運営するため、運営事業者の事業内容等の案内や、ロゴマーク等の使用には一定の制限があります。
- ・運営に当たり、区と事業者との間で委託契約を締結し、区が委託費を払います。
- ・開所期間は、5年間とします。開所から5年間は、委託契約を毎年更新します。その後については、入所児童数や待機児童数の状況等を見て判断します。
- ・入所申込み及び入所者の決定に関する事務は、区保育課で行います。(具体的な事務手続きは、別途運営事業者にお知らせします。)
- ・保育料については「杉並区保育室事業実施要綱」(平成21年3月31日杉並第70637号)に基づいた金額を事業者が徴収し事業者収入となります。保育料の金額については、独自に定めることはできません。

(3) 業務内容

杉並区保育室(以下「区保育室」という。)の運営に係る次に掲げる業務。
なお、運営に当たっては、「杉並区保育室事業実施要綱」も参照すること。

ア 対象児童及び定員等

対象児童	定員(予定)	構造等
3～5歳児	40名	S造 地上9階地下1階 3階部分の一部(297.52㎡) 3階には、図書サービスコーナーを併設

イ 開所時間及び閉所日

7時30分から18時30分まで開所することとします。

※閉所日については、日曜日、国民の祝日及び年末年始（12月29日から1月3日まで）とします。

ウ 職員の配置

- ・ 施設長については、東京都認証保育所事業実施要綱（平成13年5月7日福子推第1157号）7(2)に定める施設長の要件を満たすこと。ただし、保育従事者の業務との兼任は、可とします。
- ・ 保育従事者の配置人数については、下表のとおりとします（主に東京都認証保育所事業実施要綱に準ずる）。また、保育従事職員の6割以上は、正規職員の保育士であること。その正規職員は、保育士登録をされていること。

3歳児	受託児童20人に保育士1名配置すること。
4～5歳児	受託児童30人に保育士1名配置すること。

- ・ 調理員は、少なくとも1名は集団給食施設等で調理経験があることが望ましい。なお、専門的な立場で必要な指導を行える栄養士を確保している等、業務上安全な給食提供への注意を払う体制ができていること。
 - ・ 嘱託医については、入所時健康診断のほか、巡回及び定期健康診断の対応ができる医師を事業者が選任のうえ配置する。
 - ・ その他、必要に応じて用務・事務を行う職員を配置すること。
- エ 区が区保育室の入所を内定した児童及びその保護者に対する面接及び健康診断の実施並びに入所後の在籍管理に関すること。
- オ 入所児童等の生活指導その他処遇に関すること。
- カ 嘱託医の配置及び入所児童等の保健衛生に関すること。
- キ 入所児童等の給食及びおやつ提供に関しては、食品製造業等取締条例に基づく届出及び衛生管理、栄養管理に基づく食事提供すること。
- ク 区保育室の清掃等、環境整備に関すること。
- ケ 東京都への認可外保育施設の設置届、運営状況報告の作成及び提出に関すること。
- コ 防火管理者の選任及び所轄消防署への届出、消防計画の策定並びに月に1回以上の避難訓練を行うこと。
- サ 「杉並区保育室事業実施要綱」第21条に定める保育室の保育料及び保護者が申請した保育時間を超えた場合に徴収する保育料を「4 保育料の徴収及び利用料金」（2）に基づき、保護者等から徴収すること。
- シ ア～サに掲げるものに付随するもの及び区長が特に必要と認めるもの。

3 委託費等

(1) 区保育室開所後の委託料

- ① 基本委託料 月額 定員×約 30,000 円
入所時健康診断に関する費用は基本委託料に含みます。
- ② 児童委託料 受託児童 1 人当たり月額 38,000 円
ただし、児童委託料の支払対象者は、毎月初日現在在籍している児童とします。
- ③ 「杉並区保育室事業実施要綱」第 24 条第 1 項第 1 号に該当する利用者があつた場合、受託時間に相当する月額保育料相当額。
- ④ 保育士待遇改善対策費 月額 常勤保育士数×9,000 円
ただし、常勤保育士数は、毎月初日現在の在籍とします。

(2) 維持管理経費等

光熱水費及び施設の躯体に係る修繕、消防設備点検（専用部分のみ）、空調機の保守、園内消毒等は、区が負担します。電話及びファクシミリ、インターネットの開設・設置に係る費用は事業者負担となります。また、保育に係る消耗品についても事業者負担となります。

(3) 開設準備経費

施設運営に係る備品・消耗品について、400 万円を上限として補助します。

4 保育料の徴収及び利用料金

保育料の徴収は、運営事業者が行います。保護者等から徴収できる利用料金は、次のとおりとします。

(1) 保育料（給食、おやつを含む。）

保育時間 保育料	8 時間まで	8 時間を越えて 9 時間まで	9 時間を越えて 10 時間まで	10 時間を越えて 11 時間まで
3～5 歳児 クラス	25,000 円	27,000 円	29,000 円	31,000 円

(2) 申請した保育時間を越えた場合の保育料は、30 分につき 250 円とします。

※ 保護者等からは、上記（1）及び（2）の名目以外の料金の徴収はできません。

※ 保護者等に対しては、保育料の一部助成制度があります。

5 指導検査等

区は、杉並区保育室委託契約に基づく立入検査及び履行評価（モニタリング）等を行います。その結果、運営事業者が委託契約の内容を正しく履行していない場合、必要な改善（勧告・命令等）を行う場合があります。

このほか、区主催で隔月に開催する委託型保育室連絡会に施設長の参加をお願いします。

6 運営開始までに事業者が実施しなければならないこと

- (1) 児童福祉法等関係法令を遵守し、かつサービスの自己評価や、相談・苦情の仕組みを整備し、安定した質の高い保育サービスが行えるように準備すること。
- (2) 開所の1カ月前までに施設長を選定し、区と事業委託内容の確認等を行うこと。
- (3) 従事者の確保及び研修等を実施すること。
- (4) 備品等の確保など事業開始に必要な事項を準備すること。
- (5) 区と運営事業者間の委託契約を締結すること。

7 その他

- (1) 入所児童の募集及び内定については、区が実施します。
- (2) 区保育室の設置者は、区長とします。

質 問 書

平成26年 月 日

所在地	
法人名	
代表者名	
担当者名	
電話番号	
FAX 番号	

杉並区保育室の運営事業者の公募について、以下のとおり質問をします。

質問項目	質問内容

※ 質問書は、平成26年12月1日（月）までにお送りください（締切直前の質問については、回答できない場合がありますので、早めにお送りください。）なお、質問に対する回答は、平成26年12月5日（金）までに杉並区公式ホームページ上で公開します。

【質問書の提出先（担当課）】今井・江端

杉並区保健福祉部保育課

電 話 03-3312-2111

内線 1308

FAX 03-5307-0688

提出書類一覧

No.	件名	様式番号	提出 チェック欄	区確認 欄
1	杉並区保育室運営事業者の応募について	様式 1	<input type="checkbox"/>	
2	運営企画書 (1) 保育所の運営に当たっての基本的な考え方 ・基本方針、運営方針、危機管理対策ほか (2) 保育内容についての考え方 (保育理念) (3) 職員に対する考え方 (開所までの職員確保、 採用方法、研修計画等) (4) 提案内容 (定員構成等)	様式 2	<input type="checkbox"/>	
3	保育室に関する事業収支計算書 (開設後 1 年間)		<input type="checkbox"/>	
4	事業者決定から開設までのスケジュール (案) ※平成 27 年 1 月中旬に事業者決定があったと 想定して記入してください。		<input type="checkbox"/>	
5	職員配置表 (案)、育成に対する考え方	様式 3	<input type="checkbox"/>	
6	職員勤務ローテーション表 (案)		<input type="checkbox"/>	
7	デイリープログラム案		<input type="checkbox"/>	
8	既に関所 (運営) している保育所 1 所分の園だより 及び献立表 (各 3 カ月分) 並びに重要事項説明 書 (園のしおり等)		<input type="checkbox"/>	

※この一覧は提出の際、応募書類に漏れが無いことを確認するためのものです。応募書類を提出の際、この一覧をコピーしトップページに添付してください。

※各様式は、別添「様式」を参考に、独自のものを作成して構いません。

なお、上記とは別に、次の書類 (各 1 部) をご提出ください (別で綴る。)

	予算書 (直近年度) 決算報告書 (直近 3 年度分) (賃借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書、付属資料として販売費及び一般管理費、個別注記等一式) 事業報告書 (直近 3 年度分) 資産の状況 (資産目録、預貯金残高証明書等)		<input type="checkbox"/>	
	納税証明書 (直近 3 年度分。3 箇月以内に発行されたもの) 「法人税」「法人事業税」「消費税及び地方消費税」		<input type="checkbox"/>	

平成 26 年 月 日

杉並区長 宛

法人名
代表者

印

(仮称) 杉並区保育室高円寺第二
運営事業者の応募について

標記の件について、実施要領の趣旨を踏まえ、下記のとおり応募します。

記

- 1 法人名
- 2 代表者名
- 3 所在地
- 4 提出書類（別紙のとおり）
- 5 応募に当たり、実施要領 3 参加資格の（1）～（8）について抵触しません。

担当者氏名
連絡先
F A X
E - M A I L

職員配置と職員の育成の考え方

1 職員配置表

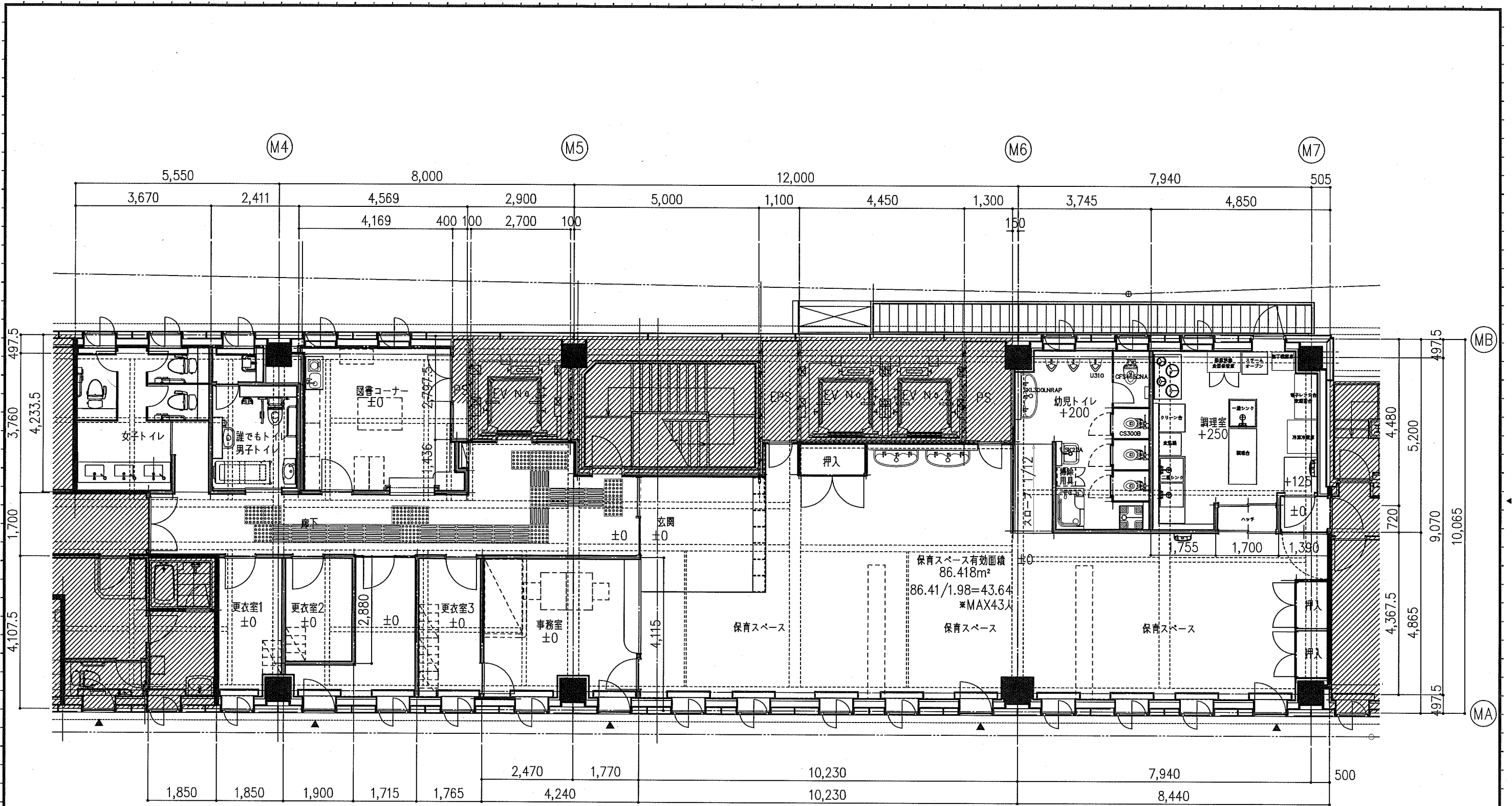
正規職員・その他 (どちらかに○)	職 種 別		所定労働時間			
			区 分	時間数		
正規職員 その他	施設長	名	日	週	月	
正規職員 その他	保育従事職員	名	日	週	月	
正規職員 その他	保育従事職員	名	日	週	月	
正規職員 その他	保育従事職員	名	日	週	月	
正規職員 その他	保育従事職員	名	日	週	月	
正規職員 その他	保育従事職員	名	日	週	月	
正規職員 その他	調理	名	日	週	月	
	合 計					

※該当する箇所に配置人数及び所定労働時間を記入してください。

※所定労働時間欄は、当該職員と雇用契約する所定労働時間が日極め、週極め、月極めのいずれかに○を付け、その時間数を記入してください。

※上記の人数枠で不足する場合は、適宜、行を足してください。

2 職員の育成について考えをお書きください。



※凡例 既存のままの部分を示す。

一級建築士 大臣登録 第 号 一級建築士 大臣登録 第 号 構造一級建築士 大臣登録 第 号 設備一級建築士 大臣登録 第 号	一級建築士 大臣登録 第 号 一級建築士 大臣登録 第 号 構造一級建築士 大臣登録 第 号 設備一級建築士 大臣登録 第 号	設計者 設計者 設計者 設計者 設計者	工事名称 杉並区保育施設高円寺第二改修工事 図面名称 平面図	縮尺 1:100	図面番号 A-*
				2014.09	

JR East Design
 株式会社 ジェイアール東日本建築設計事務所
 一級建築士事務所 東京都知事登録 第 30526 号
 一級建築士 大臣登録 第 264058 号 藤原 千穂 印

杉並区保育室事業実施要綱

平成21年3月31日

杉並第70637号

改正	平成21年8月20日杉並第27497号	平成22年3月31日杉並第67811号
	平成22年10月4日杉並第35610号	平成23年1月31日杉並第56490号
	平成23年6月1日杉並第11006号	平成24年5月11日杉並第8599号
	平成25年9月17日杉並第34135号	

(目的)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条の規定による保育所（以下「認可保育所」という）に対する区民の保育需要の急増を受け、認可保育所を補完するための緊急対策として実施する杉並区保育室事業について必要な事項を定め、もって区民が安心して子育てが出来る環境を整備することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の定義は次の各号に定めるところによる。

- (1) 杉並区保育室 この要綱により区が開設する認可外の保育施設（以下「保育室」という。）をいう。
- (2) 保護者 親権を行うもの、未成年後見人その他の者で、児童福祉法に規定する乳幼児を現に監護する者をいう。
- (3) 委託型保育室 杉並区保育室のうち、運営を委託事業者が行う保育施設をいう。
- (4) 施設長 保育課長（以下「課長」という。）の命を受け、保育室の事務をつかさどり、所属職員を指揮監督する者をいう。

なお、委託型保育室については、受託した保育室の事務をつかさどり、所属職員を指揮監督する者を運営事業者が選任し、課長が承認した者をいう。

- (5) 区市町村民税 地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。）をいう。
- (6) 世帯住民税額 各月初日の在籍児童と生計を一にしている父母及びそれ以外の扶養義務者(主としてその収入によって当該世帯の生計を支えている場合に限る。)の当該年度における区市町村民税の額の合計額をいう。

ただし、当該住民税の額を計算する場合には、地方税法（昭和25年法律第226号）附則第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項で定める規定はこれを適用せず、また、平成22年度税制改正に伴う年少扶養控除等の見直しに伴う税額の変動については、国が認可保育所徴収金の算定にあたりその影響をできるだけ遮断するため、平成23年7月15日付け雇児発0715第1号で示す計算方法に準じて算定する。

- (7) ベビーホテル 東京都等の指導監督基準を満たした認可外保育施設のうち、保育室、認証保育所、グループ保育室、杉並区小規模保育所を除く認可外保育施設をいう。
- (8) 保育室等 保育室、認可保育所、認証保育所、グループ保育室、杉並区小規模保育所、

ベビーホテル、幼稚園、認定こども園、区立子供園及び家庭福祉員をいう。

(9) 第3子 同一世帯において、同時に保育室等で保育されている乳幼児を年齢が高い順に数えて3番目の子。なお、同一世帯に同一年齢の者が複数いる場合は、生年月日が早い者を年長者とし、双子等、同じ生年月日の場合は、次の施設の児童の順に年長者とし、これによってもなお順位が定まらない場合は別に定める。

①区立子供園、②幼稚園、③認定こども園、④家庭福祉員及び家庭福祉員グループ、⑤ベビーホテル、⑥杉並区小規模保育所、⑦認証保育所、⑧杉並区保育室及びグループ保育室、⑨認可保育所

(対象者)

第3条 保育室への入所対象者は、区内在住の保育に欠ける乳幼児（以下「児童」という。）とする。

(開設)

第4条 区長は、事業実施のために、別表第1のとおり保育室を開設する。

(休業日)

第5条 保育室の休業日は、次に掲げる日とする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

2 前項の規定にかかわらず、区長は、特に必要があると認めるときは、保育室の休業日を変更することができる。

(開所時間)

第6条 保育室の開所時間は、午前7時30分から午後6時30分までとする。

2 前項の規定にかかわらず、区長は、特に必要があると認めるときは、保育室の開所時間を変更することができる。

(保育の実施基準)

第7条 保育の実施基準については杉並区保育の実施に関する条例（昭和62年条例第7号）

第2条及び杉並区保育の実施に関する要綱（昭和59年2月1日杉東福発第1201号）第2条の規定を準用する。

(入所の申込み)

第8条 保育室への入所を希望する児童の保護者は、杉並区保育室入所申込書（第1号様式）にその他必要な書類を添付して、区長に提出するものとする。

2 区長は、前項に規定する申込み（以下「入所申込み」という。）を受理したときは、速やかに当該申込みに係る児童の保育に欠ける状況を調査（以下「状況調査」という。）するものとする。

(入所申込みの取下げ)

第9条 保護者は、入所申込みを取り下げようとするときは、保育室入所申込取下届（第2号様式）を区長に提出するものとする。

2 区長は、前項に規定する保育室入所申込取下届を受けたときは、取り下げを決定しなければならない。

(入所申込みの不承諾)

第10条 区長は、入所申込みを基に状況調査をした結果、次の各号の一に該当すると認めるときは、当該申込みを不承諾するものとする。

- (1) 保育の実施基準に該当しないとき。
- (2) 保育の実施基準には該当するが、保育室の定員に欠員がないとき。
- (3) 児童が入所を希望する保育室の受入月齢に該当していないとき。
- (4) その他、特に不承諾とする必要があるとき。

2 区長は、入所申込みを不承諾としたときは、保育室入所不承諾通知書（第3号様式）により、速やかに当該申込者に通知するものとする。

(入所の順位)

第11条 保育室への入所の順位は、第7条の規定に基づき、指数の高い児童の順に区長が決定するものとする。ただし、指数の同じ児童が二人以上いるときは、世帯の状況等を総合的に勘案して入所の順位を決定するものとする。

2 区長は、特別の事情があると認める場合は、前項の規定にかかわらず、入所の順位を優先することができる。

(保育の実施期間)

第12条 保育の実施の期間（以下「実施期間」という。）は、保育の実施基準に定める期間の範囲内において保護者が希望する期間のうち、区長が必要と認める期間とする。

2 保護者は、保育の実施要件が変更し、保育の実施期間に変更が生じたときは、保育の実施期間変更届（第4号様式）により区長に届け出るものとする。

(保育時間)

第13条 保育室の利用時間（以下「保育時間」という。）は、午前7時30分から午後6時30分までの間において、受託する児童の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、施設長が定める。

(保育室への入所日)

第14条 保育室への入所日は、入所申込みを受け付けた日以降において、区長が保育の実施を必要と認めた日とする。

(入所の決定)

第15条 保育室への入所は、区長が決定するものとする。

2 区長は、保育室への入所を決定したときは、当該保護者に保育室入所承諾・変更通知書（第5号様式）により通知し、当該入所に関する施設長には、保育実施通知書（第6号様式）により通知する。

(入所の取消し)

第16条 区長は、前条第2項の規定による入所の決定の通知した日から保育室への入所の日までの間において、入所を決定した児童（以下「入所児童」という。）が、次の各号の一に該当すると認められるときは、当該入所の決定を変更することができる。

- (1) 保育に欠ける事由が消滅したとき。
- (2) 保護者から保育室への入所の辞退の意思表示があったとき。
- (3) 区外に転出したとき。

(4) その他、特に変更する必要があるとき。

2 区長は、保育の実施を変更したときは、保育室入所承諾・変更通知書により、当該保護者及び施設長に通知するものとする。

(保育の実施解除)

第17条 区長は、入所児童が、次の各号の一に該当すると認められるときは、当該保育の実施を解除することができる。

(1) 実施期間が満了したとき。

(2) 保育に欠ける事由が消滅したとき。

(3) 保護者から保育の実施の辞退の意思表示があったとき。

(4) 区外に転出したとき。

(5) その他、特に解除する必要があるとき。

2 区長は、保育の実施の解除を決定したときは、保育の実施解除通知書（第7号様式）により保護者宛、また保育実施通知書により施設長宛に通知するものとする。

(保育の実施の停止)

第18条 区長は、入所児童が、次の各号の一に該当すると認められるときは、当該保育の実施を停止することができる。ただし、停止することができる期間は、2箇月を限度とする。

(1) 疾病により、一時的に保育室に通所できないとき。

(2) その他、特に停止する必要があるとき。

2 保育の実施の停止は、第3項に規定する届出を受理した日の翌月の初日（決定した日が月の初日であるときは、その日）から行うものとする。

3 保育の実施の停止を受けようとする保護者は、保育の実施停止願（第8号様式）を区長に提出するものとする。

4 区長は、保育の実施の停止を決定したときは、保育室入所承諾・変更通知書により保護者宛、また保育実施通知書により施設長宛通知するものとする。

(保育の実施に関する調査)

第19条 区長は、適時、状況調査を行うことができる。

2 保護者は、家庭状況に変化が生じたときは、区長にその旨を報告するものとする。また、区長から状況調査の依頼があったときは、必要書類の提出等の協力をするものとする。

3 区長は、要件の変更等が生じたときは、当該入所児童の状況調査をするものとする。

(保育室の変更)

第20条 区長は、保護者から第2項に規定する申込みがあったときは、次の各号の一に該当すると認められるときに限り、入所児童を他の保育室に変更して保育の実施（以下「転室入所」という。）をすることができる。この場合において、転室入所は、入所申込みに準じて取り扱い決定するものとする。

(1) 現に入所している保育室への入所後に新たに開設された保育室への転室入所を希望するとき。

(2) 区内転居等のため、通常の交通手段及び経路による保育室への通所が困難となったとき。

(3) 生計を一にする世帯に属する児童が、二以上の保育室で保育の実施を受けていると

き。

(4) その他、区長が必要と認めたとき。

- 2 転室入所を受けようとする保護者は、保育室転室申込書（第14号様式）を区長に提出するものとする。
- 3 区長は、転室入所を決定したときは、保育室入所承諾・変更通知書により保護者宛、また保育実施通知書により施設長宛通知しなければならない。
- 4 区長は、転室入所を希望する保育室の定員に欠員がないときは、保育室入所不承諾通知書により当該保護者に通知するものとする。

（保育料の徴収）

第21条 区長は、第7条に規定する保育の実施をしたときは、本人又はその保護者（以下「保護者等」という。）から利用料（以下「保育料」という。）を徴収する。

- 2 前項の規定により徴収する保育料の月額が入所児童一人につき、年齢、第13条に規定する保育時間、世帯住民税額による区分（以下「世帯住民税額区分」という。）及び給食の実施の有無により、別表第2のとおりとする。

なお、委託型保育室の保育料の月額は別表第3のとおりとする。

- 3 前項の年齢は、当該年度の初日の前日における児童の満年齢によるものとし、同一年度中に限り同年齢とする。
- 4 第2項の世帯住民税額区分は、当該年度分の世帯住民税額によるものとする。ただし、区市町村民税が確定しないため当該年度分の保育料の額を確定することができない場合においては、前年度の世帯住民税額による世帯住民税額区分を当該年度の区分とし、当該年度分の世帯住民税額が確定した日以後において更正する。
- 5 前項の規定にかかわらず、区長が指定する期限までに、児童（入所児童を含む。）の保護者から世帯住民税額区分の認定に必要な事項に関する資料の提出が無い場合は、当該年度の世帯住民税額区分を最も高い区分に該当するものとして認定する。なお、当該資料により証明すべき事実を、公簿等により確認できると区長が認めるときは、当該資料の提出を省略することができる。
- 6 区長は、前4項の規定により徴収する保育料の月額を決定し、又は変更・更正したときは、保育室入所承諾・変更通知書により、保護者等に通知するものとする。

（保育料の徴収時期）

第22条 保育料は、入所児童の保育の実施の最初の日が、月の初日であるときは当月分から徴収し、月の途中であるときは翌月分から徴収する。

- 2 保育料は、保育の実施解除の日が月の途中であるときは、当月分を徴収する。

（保育料の変更・更正）

第23条 保育料の変更事由が生じた場合は、届け出があった日の翌月分の保育料から変更する。ただし、月の初日に届け出があったときは、当月分の保育料から変更する。

- 2 区長は、世帯住民税額区分若しくは年齢区分の誤認定又はその他の理由により、保育料の額を誤って決定した時は当該保育料の額を更正しなければならない。この場合において保育料の額の更正は、誤って決定した日に遡及して行なう。ただし、第21条5号においては、世帯住民税額区分の認定に必要な事項に関する資料の提出があった日の属する年度を

限度とする。

- 3 区長は、前項の規定により徴収金の額を更正した場合において、更正後の徴収金の額が更正前の徴収金の額より多い額となるときは、更正後の徴収金の額を更正した日の翌月分（更正した日が月の初日であるときは、当月分）から徴収する。ただし、遡及して更正した徴収金の額と更正前の徴収金の額の差額は徴収しないものとする。この場合において、納付義務者の責に帰すべき事由によって、誤って徴収金の額を決定したときは、この限りではない。

（保育料の還付）

第24条 保育料の還付については杉並区保育の実施に関する要綱第25条の規定を準用する。

（保育料の減額免除）

第25条 区長は、第21条第2項の規定により決定された保育料につき、次の各号の一に該当するときは減額し、又は免除することができる。

- （1）生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。以下「被保護世帯」という。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯（以下「支援給付受給世帯」という。） 全額免除
- （2）前年分の所得税非課税世帯であり、かつ、前年度の区市町村民税非課税世帯（以下「非課税世帯」という。） 全額免除
- （3）第3子以降の児童 全額免除
- （4）第18条の規定により保育の実施の停止を決定した場合 当該停止期間に係る保育料について全額免除
- （5）前4号に掲げるもののほか、区長が特に必要があると認めるとき。

2 前項（第3号を除く。）の規定による減額又は免除を受けようとする者は、保育室保育料減額・免除申請書（第9号様式）を区長に提出するものとする。

3 第1項第1号から第3号に該当する者が前項の申請をする際には、同項の申請書に、それぞれ、被保護世帯若しくは支援給付受給世帯又は非課税世帯、であることを証する書類の写しを添付するものとする。ただし、区長は、当該申請書に添付する書類により証明すべき事実を、公簿等により確認することができる場合は、当該書類の写しの添付を省略することができる。

（保育料の納付）

第26条 保護者等は、第21条第2項により決定された保育料を毎月末までに納付するものとする。ただし、これによりがたいときは、別に納期限を定めることができる。

なお、委託型保育室に入所する保護者等は、保育料を委託型保育室の運営を行っている事業者に対して、毎月末までに支払うものとする。

（開設準備経費等）

第27条 区長は、委託型保育室のうち、受託事業者が保育室を開設するに当たり、その開設準備に要する費用（以下「開設準備経費」という。）に補助金として別表第4に定める額を、委託事業者が定員を拡大するため、委託型保育室の施設を拡充した場合（以下「施設拡充経費」という。）に補助金として別表第5に定める額を交付することができる。

2 開設準備経費及び施設拡充経費（以下「開設準備経費等」という。）は、次のとおりと

する。

- (1) 実施施設を開設及び拡充するために要した改修経費
- (2) 事業を実施するために実施施設に設置した備品類に要した経費
(開設準備経費等交付額)

第28条 区長は、開設準備経費等として支払われた額を確認の上、当該年度の予算の範囲内において交付するものとする。

(交付申請)

第29条 開設準備経費等の交付を受けようとする受託者（以下「申請者」という。）は、杉並区保育室事業開設準備経費等交付申請書（第10号様式）に次の書類を添えて、区長に提出するものとする。

- (1) 実施施設開設及び拡充のための改修工事請負契約書の写し
- (2) 開設及び拡充のために要した改修経費の領収書
- (3) 事業実施のために施設内に設置した備品類購入経費の領収書
- (4) その他区長が必要と認める書類

(交付決定)

第30条 区長は、交付申請があったときは、前条に規定する申請書等を確認し、適当と認めるときは、杉並区保育室事業開設準備経費等交付決定通知書（第11号様式）により、不適当と認めるときは、杉並区保育室事業開設準備経費等不交付決定通知書（第12号様式）により、申請者に通知する。

(開設準備経費等の請求)

第31条 開設準備経費等の交付決定を受けた者は、杉並区保育室事業開設準備経費等請求書（第13号様式）を区長に提出するものとする。

(交付決定額の変更)

第32条 区長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、開設準備経費等の交付決定額を変更することができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により開設準備経費等の交付を受けたとき。
- (2) 要綱に定める各条項に反したとき。
- (3) 委託の解除を申し入れ、区長がこれを適当と認めるとき。
- (4) 区長が受託施設の運営を不適当と認める事由が生じたとき。

(開設準備経費等の返還)

第33条 区長は、前条の規定に基づき、開設準備経費等の交付額を変更した場合において、既に開設準備経費が交付されているときは、期限を定めて返還を求めることができる。

(委任)

第34条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は子ども家庭担当部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年3月19日から適用する。

附 則（平成25年9月17日杉並第34135号）

- 1 この要綱は、平成25年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、別表第1 杉並区保育室天沼の項の改正規定は平成25年9月17日から、同表杉並区保育室ほりまつの項

の改正規定は、平成25年11月1日から施行する。

2 この要綱の実施に関し必要な準備行為は、施行日前においても行うことができる。

別表第1（第4条関係）

名称	位置	備考
杉並区保育室堀ノ内	杉並区堀ノ内三丁目一七番一三号	
杉並区保育室下高井戸	杉並区下高井戸四丁目三八番一五号	
杉並区保育室荻窪	杉並区南荻窪二丁目二八番一三号	
杉並区保育室清沓中通	杉並区清水二丁目一七番一一号	
杉並区保育室善福寺	杉並区善福寺一丁目一一番一一号	
杉並区保育室高円寺	杉並区高円寺北二丁目一番二四号	委託型保育室
杉並区保育室荻窪第二	杉並区上荻一丁目二二番一六号	委託型保育室
杉並区保育室高井戸西	杉並区高井戸西一丁目一番三二号	委託型保育室
杉並区保育室南阿佐ヶ谷	杉並区成田東五丁目四一番七号	
杉並区保育室今川北	杉並区今川二丁目二二番二三号	委託型保育室
杉並区保育室下井草南	杉並区下井草三丁目三番二一号	委託型保育室
杉並区保育室宮前北	杉並区宮前三丁目九番三号	委託型保育室
杉並区保育室荻窪第三	杉並区荻窪五丁目三十番一二号	委託型保育室
杉並区保育室荻窪第四	杉並区荻窪五丁目二六番九号	委託型保育室
杉並区保育室西荻窪	杉並区西荻北四丁目八番二号	委託型保育室
杉並区保育室若杉	杉並区天沼三丁目一五番二十号	
杉並区保育室南阿佐ヶ谷第二	杉並区阿佐谷南三丁目七番三号	委託型保育室
杉並区保育室ほりまつ	杉並区松ノ木三丁目三番四号	委託型保育室
杉並区保育室和泉北	杉並区和泉四丁目四四番六号	
杉並区保育室荻窪第五	杉並区荻窪二丁目三四番二十号	委託型保育室
杉並区保育室上井草西	杉並区今川四丁目八番二二号	委託型保育室
杉並区保育室下井草北	杉並区下井草四丁目三十番二号	委託型保育室
杉並区保育室高井戸北	杉並区高井戸西二丁目五番十号	委託型保育室
杉並区保育室浜田山東	杉並区浜田山四丁目一五番一二号	委託型保育室
杉並区保育室和田南	杉並区和田一丁目四一番十号	委託型保育室

別表第2（第21条関係）

世帯住民 税額・歳児		保育時間		8時間まで	8時間を超えて 9時間まで	9時間を超えて 10時間まで	10時間を超えて 11時間まで
		4万円未満	3歳未満児				
保	育			7,000円 (2,000円)	10,000円 (5,000円)	13,000円 (8,000円)	16,000円 (11,000円)

料		3歳以上児	7,000円 (2,000円)	9,000円 (4,000円)	11,000円 (6,000円)	13,000円 (8,000円)
	4万円以上 25万円未満	3歳未満児	12,000円 (7,000円)	15,000円 (10,000円)	18,000円 (13,000円)	21,000円 (16,000円)
		3歳以上児	11,000円 (6,000円)	13,000円 (8,000円)	15,000円 (10,000円)	17,000円 (12,000円)
	25万円以上 60万円未満	3歳未満児	25,000円 (20,000円)	28,000円 (23,000円)	31,000円 (26,000円)	34,000円 (29,000円)
		3歳以上児	16,000円 (11,000円)	18,000円 (13,000円)	20,000円 (15,000円)	22,000円 (17,000円)
	60万円以上 95万円未満	3歳未満児	41,000円 (36,000円)	44,000円 (39,000円)	47,000円 (42,000円)	50,000円 (45,000円)
		3歳以上児	19,000円 (14,000円)	21,000円 (16,000円)	23,000円 (18,000円)	25,000円 (20,000円)
	95万円以上	3歳未満児	45,000円 (40,000円)	48,000円 (43,000円)	51,000円 (46,000円)	54,000円 (49,000円)
		3歳以上児	22,000円 (17,000円)	24,000円 (19,000円)	26,000円 (21,000円)	28,000円 (23,000円)

括弧内は給食を実施しない保育室の保育料

別表第3（第21条関係）

保育時間		8時間まで	8時間を超えて 9時間まで	9時間を超えて 10時間まで	10時間を超えて 11時間まで
保 育 料	3歳未満児	45,000円	48,000円	51,000円	54,000円
	3歳以上児	25,000円	27,000円	29,000円	31,000円

別表第4（第27条・第28条関係）

開 設 準 備 経 費	委託型保育室を開設するために必要な改修経費及び事業 実施に必要な備品類購入費。ただし、区長が特に認めた場合 で、予算の範囲内に限る。 1か所当たりの上限額 改修面積200㎡以下 15,000千円 改修面積200㎡超 30,000千円	負担金補助及び交付金
----------------------------	---	------------

別表第5（第27条・第28条関係）

施設 拡 充 経 費	委託型保育室の定員を拡大することを目的に、施設を拡充するために必要な改修経費及び事業実施に必要な備品類購入費。ただし、区長が特に認めた場合で、予算の範囲内に限る。	負担金補助及び交付金
------------------------	---	------------

様式 略